

鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 前条の規定にかかわらず、次条に規定する利子補給金の交付申請時点において、次の各号のいずれかに該当する者の利子補給金の額は、1年度につき1補助事業者当たり補助対象経費の20万円を上限とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下本条において「女性活躍推進法」という。）に基づき厚生労働大臣が認定するえるぼし認定の第1段階目の認定を受けている者
- (2) 女性活躍推進法に基づき厚生労働大臣が認定するえるぼし認定の第2段階目の認定を受けている者
- (3) 女性活躍推進法に基づき厚生労働大臣が認定するえるぼし認定の第3段階目の認定を受けている者
- (4) 女性活躍推進法に基づき厚生労働大臣が認定するプラチナえるぼし認定を受けている者
- (5) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下本条において「次世代法」という。）に基づき厚生労働大臣が認定するくるみん認定を受けている者
- (6) 次世代法に基づき厚生労働大臣が認定するプラチナくるみん認定を受けている者
- (7) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づき厚生労働大臣が認定するユースエール認定を受けている者

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 前条各号のいずれかに該当する者にあつては、認定証の写し

第5条に次の1項を加える。

2 前条の交付申請にあつては、前条各号の要件につき、1補助事業者当たり1回を限度とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

郵便番号

所在地

法人名(屋号)

代表者氏名

連絡先

### 年度鹿屋市中小企業資金利子補給金交付申請書

年度における鹿屋市中小企業資金利子補給金の交付を受けたいので、鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 金銭消費貸借契約証書の写し
- (2) 信用保証書の写し（鹿児島県中小企業制度資金の融資を受けた場合）
- (3) 償還計画書の写し（融資実行日に利息が発生している場合は、その利息額が分かるものを含む。）
- (4) 支払利息証明書（支払日ごとの明細及び償還遅延による損害金等の別が分かるもの）
- (5) 市税の滞納のない証明書
- (6) 要綱第4条の2を適用する補助事業者にあつては、認定証の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。